## 「コムストックローン約款」【コムストックローン・通信取引】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日:平成20年4月30日] (下線箇所は改正部分)

第1条、第2条 〔現行どおり〕

第3条(担保)

- 1 〔現行どおり〕
- 2 担保有価証券は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。) <u>が</u> <u>行う</u>証券保管振替制度(以下「保振制度」といいます。)を利用して差し入れていただきます。
- 3 当社は、担保有価証券について、この約款、「株券等の保管及び振替に関する 法律」(以下「保振法」といいます。)その他の法令<u>または</u>保振法第5条の規定 に基づく機構の業務規程および業務規程施行規則その他の機構が定める規則の 定めに従って取り扱います。

4~6 〔現行どおり〕

第4条、第5条 〔現行どおり〕

第6条(混蔵保管に関する同意事項)

前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき 同意いただいたものとして取り扱います。

- (1)~(8) 〔現行どおり〕
- (9) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。
- 第7条(実質株主等の通知等および受益者登録の請求等にかかる処理)
  - 1 担保有価証券のうち株券等の発行者に対するお客様の権利は、保振法および機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。
    - (1) 当社は権利確定日等までに、お客様の申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。

第1条、第2条 〔略〕

第3条(担保)

1 (略)

2 担保有価証券は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)<u>の</u> 証券保管振替制度(以下「保振制度」といいます。)を利用して差し入れていた だきます。

IΗ

3 当社は、担保有価証券について、この約款<u>および</u>「株券等の保管及び振替に 関する法律」(以下「保振法」といいます。) その他の法令<u>ならびに</u>保振法第5 条の規定に基づく機構の業務規程および業務規程施行規則その他の機構が定め る規則の定めに従って取り扱います。

4~6 [略]

第4条、第5条 〔略〕

第6条(混蔵保管に関する同意事項)

前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき 同意いただいたものとして取り扱います。

(1)~(8) 〔 略 〕

- (9) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った<u>とき</u>、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた<u>とき</u>、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がないり、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。
- 第7条(実質株主等の通知等および受益者登録の請求等にかかる処理)
  - 1 担保有価証券のうち株券等の発行者に対するお客様の権利は、保振法および機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。
    - (1) 当社は権利確定日までに、お客様の申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。

新

- (2) 当社は、権利確定日<u>等</u>における実質株主等の住所、氏名および数量<u>その他機構が定める事項</u>を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。
- (3)、(4) 〔現行どおり〕
- (5) 当社は、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様の申出 による住所、氏名および数量<u>その他機構が定める事項</u>を機構を経由して発行 者に通知します。
- (6) 〔現行どおり〕
- 2 〔現行どおり〕

第8条~第17条 〔現行どおり〕

第18条(解約)

- 1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。
  - (1)、(2) 〔現行どおり〕
  - (3) お客様が第21条によるこの約款変更に同意しないとき。
  - (4) 〔現行どおり〕
- 2 〔現行どおり〕

第19条 〔現行どおり〕

第20条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律 等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替 法」といいます。)の施行に向けた準備のために、担保有価証券のうち株券等について、 次の第1号から第7号までに掲げる事項につき、同意があったものとして取り扱いま す。

- (1) 振替法の施行日(平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。)の1か月前の日から施行日の前日までの間、株券等の預託を受けないことおよび交付請求に応じられないこと。
- (2) 施行日以後は、交付請求に応じられないこと。
- (3) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の

(2) 当社は、権利確定日における実質株主等の住所、氏名および数量を機構に

報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。

(3)、(4) [略]

(5) 当社は、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様の申出による住所、氏名および数量を機構を経由して発行者に通知します。

(6) [ 略 ] 2 [ 略 ] 第8条~第17条 [ 略 ]

第18条(解約)

1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務がある ときは、直ちに弁済していただきます。

(1)、(2) 〔 略 〕

- (3) お客様が<u>第20条</u>によるこの約款変更に同意しないとき。
- (4) 〔 略 〕

2 [略]

第19条 〔 略 〕

〔新設〕

新	IΒ
顧客情報(氏名、住所、生年月日、法定代理人にかかる事項、その他機構が定める	
事項)を機構に通知すること。	
(4) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報 (生年月日を除きます。)の内容は、	
機構を通じて、お客様が金融商品取引業者等に保護預り口座を開設している場合の	
当該金融商品取引業者等に通知される場合があること。	
(5) お客様の氏名および住所等の文字のうち、振替法に基づく振替制度で指定されて	
いない漢字等が含まれている場合には、第3号の通知の際、その全部または一部を	
振替法に基づく振替制度で指定された文字に変換して通知すること。	
(6) 当社が第3号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降	
に、機構を通じた第7条第1項の実質株主等の通知等にかかる処理に利用するこ	
<u>と。</u>	
(7) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを	
<u>行うこと。</u>	
第21条 (約款の改訂変更)	<u>第20条</u> (約款の改訂変更)
この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が	<u>当社は、この約款の内容が変更される場合</u> は、その <u>変更事項</u> を通知します。こ
生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権	の場合、所定の期日までに異議の <u>申入れ</u> がないときは、同意があったものとして
<u>利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるとき</u> は、その <u>改訂</u>	取り扱います。
<u>内容</u> を通知します。この場合、所定の期日までに <u>所定の方法による</u> 異議の <u>連絡</u> が	
ないときは、同意があったものとして取り扱います。	
<u>第22条</u> 〔現行第21条のとおり〕	<u>第21条</u> 〔 略 〕
以上	以上
平成 20 年 4 月	平成 19 年 9 月